

住民記録システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
1	住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	20.0.3異動履歴の記載	-	-	例として、「令和7年6月7日申出（令和7年6月7日異動（職権修正））」と記載されていますが、第4号施行日を迎え、職権で記載した場合も「職権修正」とし、「申出」は「職権」となる認識で良いでしょうか。	－	システム上の理由	職権で氏名の振り仮名を記載した場合についても明確にした方が良いため。	対応なし	当該ご意見については、対応なし。 御認識のとおり。	
2	住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	20.0.3異動履歴の記載	-	-	旧氏については請求日及び「請求」の語を記載	「請求」の語を「申出」に修正する	業務精度の向上	旧氏の登録は本人からの「申出」による手続きであるため。	対応なし	当該ご意見については、対応なし。 住民基本台帳施行令より「旧氏記載者は制度導入時において、旧氏記載者は施行日から1年以内に限り、住所地市町村にその旧氏の振り仮名の請求をすることができることとする。」と示しているため。	
3	住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	20.0.3異動履歴の記載	-	-	職権記載を職権修正に変更する	職権修正（軽微）に修正	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書の修正点（案）P4によると、電子証明書は失効しないと記載あり。つまり、入力時点で職権修正（電子証明書は失効）は入力してはならないため。	対応なし	当該ご意見については、対応なし。 氏名の振り仮名を住民票に記載する異動事由は「職権修正」であり「軽微な修正」にはあたらないため。御指摘の事項については、住民記録システム標準仕様書の修正点（案）P4に記載のとおり、既に発行されている氏名の振り仮名が入っていないカード用署名用電子証明書は、住民票に氏名の振り仮名が記載された場合でも失効しないこととされたことから、氏名の振り仮名を住民票に記載する異動事由として「職権修正」を選択したとしても、カード用署名用電子用証明書が失効しないよう、必要なシステム上の手当を行う予定です。	
4	住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	20.0.3異動履歴の記載	-	-	戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって記載	戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地、管内本籍地から連携される振り仮名によって記載	業務効率の向上	本市住所・本市本籍地の場合、戸籍の変動は標準化後手書で職権記載書を作成し手入力している。本市では人口18万人中、14万人は職権記載書を手書きし、手入力となり、住基システムへの振り仮名の記載に多大な労力が発生するため。データ上でのやり取りを強く希望する。	対応なし	当該ご意見については、対応なし。 第22回住民記録システム等標準化検討会でも示したとおり、住民記録システムに氏名の振り仮名を記載する場合は法第9条2項通知と同じ電気通信回線又は手渡し等により連携されたデータを用いて記載することを想定しているが、連携方法を限定しているものではない。 このことから、第22回検討会の際に仕様書の4.2.0.8【標準オプション機能】において、「CSから住民票記載事項通知（法第9条第2項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。住民票記載事項通知から法第7条に基づく記載事項として記載する 日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。」に修正し対応済み。	